



経理の窓7月号

平成21年7月1日号

暑中お見舞い申し上げます。

今月の税務	法人税	:	5月決算法人の確定申告と納付
	個人	:	所得税(第1期分)の納付
	地方	:	固定資産税と都市計画税の第2期分の納付

租税特別措置法の一部が改正されました

追加経済対策として4月末に提出された租税措置法の一部を改正する法律案が6月19日に可決されました。

1. 贈与税関係

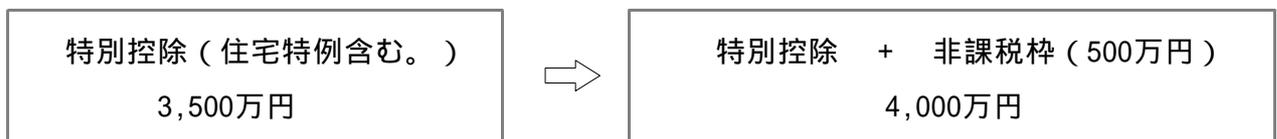
住宅取得等のための時限的な贈与税の軽減

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に直系尊属から居住用家屋の取得等に充てるために金銭の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときは、当該期間を通じて500万円まで、贈与税を課さないこととされました。この特例は、暦年課税又は相続時精算課税の従来の基礎控除又は、特別控除にあわせて適用が可能とされています。

【暦年課税】



【相続時精算課税】



2. 法人税関係

中小企業の交際費課税の軽減(定額控除限度額400万円を600万円に引き上げ)

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人に係る交際費課税について、平成21年4月1日以後に終了する事業年度から、定額控除限度額が400万円から600万円に引き上げられました。

定額控除限度額の90%までが損金算入可能なため、損金算入限度額が360万円から540万円に引き上げられることとなります。

3 . 法人税・所得税関係

研究開発税制の拡充

法人税において、試験研究費の総額に係る税額控除制度について、次のとおりとされました。
これらの措置は、平成21年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

平成21、22年度において税額控除ができる限度額が、当期の法人税額の20%から30%に引き上げられました。

平成21、22年度に生じる税額控除限度超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることが可能になりました。

所得税においても、上記 及び と同様の措置が講じられています。

